

戦争と平和の人間学的考察② 正戦論・批判

## 「正戦」は、戦わなければならないか？

小林 直樹

序説 「正しい戦争」はありうる。

だが、しかし――

「道徳的には「悪」であっても、法理上あるいは政治上は「正しい」戦争がありうる。そしてそのような「正戦」は、当然戦われるべきである――こういう主張をここでは、（狭い意味での）「正戦論」と呼ぶことにする。（これに対し、広い意味での正戦論は、右のような主張の当否を始め、「正戦」とは何か。それはどんな条件の下で確認されるか。誰が「正戦」と判断するか。等々の「正戦」をめぐる種々の問題を検討・考察する論議を指す言葉としても用いられる。狭い意味での「正戦論」を、人間学の見地から多角的に論考しようとするこの拙稿はむしろ、後者の正戦論に属する）。

さて、結論の一部を先取りしていえば、「正しい戦争」（＝正戦、正当戦争、あるいは「正義の戦争」）がある、という上記の主張は、頭から否定することはできないだろう。とくに、不当不正な侵

略を蒙った側が「自衛」のために戦う権利は、以前から国際法でも一種の自然権として認められてきており、その戦いは正戦の代表例といえる。古来どこの国でも、生命に危害を及ぼすような「急迫不正の侵害」に対し、人は抵抗し反撃する「正当防衛権」があるとされてきた。国家や民族も、同じく自己防衛（＝自衛）の権利を持つことは、広く承認されている。現代の例を見ても、ヒトラー・ドイツに蹂躪されたポーランドその他の諸国（民）、日本に侵略された中国、大戦後ではアメリカ軍の侵攻を受けたヴェトナム、（同じく九・一一後の）アフガニスタンやイラクなど、身近な実例があげられる。これらの被侵略国（民）は、自衛の範囲で抵抗・反撃の権利を主張できるだろう。

しかしながら、困ったことに、正戦論は自衛戦に限らず、甚だしい弾圧や人種差別で人民の殺傷を行なっている国々に対する「介入戦争」や「解放戦争」をも、正当化する傾向がある。更には、同盟国が攻撃された場合、その救済・援助のための戦争も「正当」と主張される

のが通例であろう。このように拡げていけば、「正戦」の範囲はほとんど広がり、甚だ厄介なことになる。やはり自衛戦争以外は、原則として「正戦」としない建前が必要となると思われる。

しかし、より厄介な本質的問題は、戦争を行なうどこの国も、みな自らの戦争は「正戦」だ、と主張しているところから出てくる。古来どんな残酷な侵略国でも、仕掛けた戦争を「許されざる不当な戦いだ」などといった例しがたない。戦争を行なうどの国も、軍を鼓舞して勝利を得るために、「正義の戦だ」と唱える。正義の概念は多義的であいまいだから、どちらが「正しい」かはつきりしない場合が多い。あいにくなことに、国際社会には客観的に判断を下す機関がない。このため力の強い方の主張する「正義」がまかり通ることになり易い。これでは正戦論は、暴力に勝る側に傾くから、意味をなさなくなってしまうだろう。最後に、現代の戦争は、大量破壊兵器の進歩によって、どんな戦争目的をも上まわる壊滅戦となる可能性がある。そのような全面破壊の戦争は、「正しい」などといえるだろうか。――これらの主要な問題は、旧来の正戦論に根本的な反省を迫ることになる。以下、少しく立ち入って検討してみよう。

ものが多い。だが、いうまでもないことだが、全ての正戦論が、破廉恥な宣伝用の言語活動であるわけではない。意図も論理もまっとうな、理論としての正戦論も、これまで数多く試みられてきた。ヨーロッパの中・近世に真剣な論議を重ねて構成された、スコラ神学者たちの正戦論は、その代表的なものといえるだろう。以下、トマス・アクィナスの所論を始めとするスコラ学者の正戦理論の骨子を見ておくとしよう。

聖トマスらが挙げた、許される正戦の条件は、要約すれば簡単である。①「正当な理由」があり、②他に選択肢がなく「必然」的であり、③「正しい」意図をもって④「適正な方法」で行なわれる、⑤「悪に釣り合った規模」の戦争、ということだ。もっと縮めていえば、意図・理由・方法・規模が適正で、己むをえないものであれば、「正戦」と認められる。「なお正戦のもう一つの条件として、「正式な政府」、或いは「権限ある政権」の決定が挙げられる。しかしこれでは、民族や部族（或いは国家壊滅後に民衆や非正規軍）等が行なう抵抗の戦いは排除されてしまうから、余り妥当とはいえない。ここではそれは除いておく。」——しかし、すぐ気づかれるように、これらの要件の殆どに関わる「正当」や「適正」の観念は、何れも当事者の判断によ

って決められる、極めて主観的なものである。一般理論としては肯定できても、具体的な適用となると、プロバガンダに使われる可能性が大きいと見なければならぬ。

そこで近世のスコラ哲学者たちは、「戦争に訴える権利」(ius in bellum)と「正戦の自然法原理」(戦争法 ius in bello)の両面について、精密な具体的考察を加えている。これについて詳しい論考を行なったP・J・ヘルツォークの『戦争と正義』(小林珍雄訳、一九五五年)によって、若干の補足をしておこう。——近世スコラ学者たちは、人間の理性が発見できる「自然法」に基いて、国際秩序の共通の基礎となる理念と規則を確立しようとして試みた。

その基本の第一は、戦争の目的が「善き平和」を樹立することであり、第二には「正義の侵犯」を前提として、「不正を正当に制裁する」という報復的正義の行使にある。そして他の方法では回復しえない重大な不正を正す。正戦は、スアレスらの見解によれば、合法的であるだけでなく、必要なことさえある。ヴイクトリアアらは更に、不信の徒には、戦争で強要してもよい。し、「人道からくる干渉」も認められるという。宗教事項について力を用いることに反対したグロチウスも、無神論の唱道者や迫害者は

処罰に値するとした。他方で、回復さるべき不正とそれを正す手段としての戦争との間には、一定の釣り合いがなければならぬ。ことは、スコラ学者たちの共通の見解であった。戦争の禍害が大き過ぎる場合には、戦争は適当な手段ではなく、合法的でもない、とする上の最後に述べた条件は、戦争への一定の抑制ともなる点で、注目に値する。

戦争法に対する所論は省略するが、正戦理由に関するスコラ学者たちの上記のような論考は、今日でも参照される。しかし、彼らの精密な議論にも拘らず、正戦論に不可避免的につきまとう「正義」の主観性と不確定性、とくに宗教的信念からくる護教や布教への熱情は、先に見た宣伝的正戦論に通ずる危なかしさを抱えることになろう。その端的な例として、布教の使命感に燃えた、かつてのスペイン帝国のイデオログ、J・G・セプーベルベダの征服戦争肯定論(柴田秀藤訳『征服戦争は是非か』一九九二年)を一瞥して見ればよい。

セプーベルベダは、野蛮なインディオを残忍な習慣や偶像崇拜から解放するため、キリスト教を受け入れさせる目的で征服戦争を行なうことは、正当かつ必要だ。という、驚くべき正戦論を堂々と説いている。彼は聖トマスの『神学大全』等に依って、自然法を犯す野蛮人IIイン

## 一、どの国も自分の戦争は「正戦」だという。正戦論は成り立つか。

前にも述べたとおり、戦争する全ての国は、「正義は我にあり」と主張する。そうしなければ、国民や軍隊の士気を高めて戦争に向かわせることはできないから、その宣伝は必須である。また、親しい国の援助を受けるためにも、国際的な世論の支持を得るためにも、更に「敵国」を孤立させるためにも、そう主張せざるをえないだろう。この状態を客観的に見れば、正戦論は大方、戦争する国々の自己弁証あるいは自己宣伝に他ならない、といつても過言ではあるまい。暫く事例について見てみよう。

ここに好適に引用できる、アンヌ・モレリの『戦争宣伝の基本原則』（永田千奈訳『戦争プロパガンダー〇の法則』、〇二年）という本がある。これは——第一次大戦時イギリスのA・ポンソンビーが集約した一〇項目の戦争宣伝の法則をとり挙げ——具体例に即した解説を加え、「あらゆる戦争に共通するプロパガンダの法則を解明し、そのメカニズムを示す」目的で書かれたものである。この中から若干の例を引いただけでも、戦争する国々が建前上はみんな「正しい」、「正義の味方」であることが分るだろう。第一に、あらゆる国の元首や政府は、

戦争を始めるに当って、「われわれは決して戦争を望んではない」と強調する。そして平和への意志と努力を謳いあげながら、第二に「しかし、敵側が一方的に戦争を望み、挑戦してきた」という。「悪いのは敵だ、自存自衛のために戦う外ない」。戦争の責任はすべて「われわれの和平の努力や提案を無視した相手方にある」ということになる。第三には、相手方への敵愾心を駆りたてるために、「敵の指導者は悪魔のような人間だ」と痛罵する。相手は「凶悪な犯罪者であり、残酷な怪物であり、鬼畜のような人殺しだ」。このような人類の敵、平和の破壊者は、許すことはできない。彼らを打倒するまで、断乎として戦わなければならない」と叫ばれる。第四に、戦争プロパガンダは、戦争の実際上の目的を覆い隠し、別の尤もらしい目的にすり替える。領土の拡大とか、石油などの資源獲得とかの野望は公表されず、高尚な倫理観や理想が掲げられる。すなわち、「われわれは領土や覇権のためではなく、偉大な使命のために戦う」というのである。現に、相手方の「軍国主義の打倒」「民主主義の確立」「人権の保障」といった理由も、今日さかんに用いられている。第五に、これらの理由は、しばしば「神聖な大義」とされる。すぐ後で述べるように、宗教的な信仰に基く正戦論

は、帰依する人々を強烈に駆り立て、戦争に向かわせるものとなる。

戦争指導者たちが用いる「正戦」論は、——以上の外にも種々の名分や敵攻撃の根拠を挙げて——国民の士気を鼓舞し、愛国の努力や犠牲を要求する。このように戦い合う双方の陣営が、同じようなプロパガンダを駆使して国民に献身を求めている光景は、外から眺めると異様な奇観である。先にも述べたとおり、明らかに正・不正の区別が判る場合もあるけれども、互いに「われこそは正義」と主張し合う場面では、正否の判定が困難なのが普通である。芥川龍之介がいったとおり、「正義の敵」という言葉が砲弾のように投げ交わされている有様の中で、どちらが「正義の敵」か「滅多に判然したためしはない」（『侏儒の言葉』）のである。プロパガンダとしての正戦論は、やはり自己正当化のイデオロギーとして働く限り、冷静に距離を置いて見られなければならない。少なくとも、虚偽の宣伝に踊らされて、不正の戦争に加担したり、悪虐な殺戮を正当化することは、許されるはならない。

## 一、まっとうな正戦論にも、盲点と難点がある

戦争当事者のプロパガンダとしての正戦論は、右に見てきたとおり、眉つば

裁決を出すという保証はないにしても、国民の民度が高く法治主義が行なわれている処では、紛争の処理にかなり効果的に働くことができる。ところが今日の国際社会では、形式上の司法機関はあるものの、先進諸国の裁判所のような公権力に裏打ちされた、有効な判決を下しうるのはほど遠い状態にある。従って戦争当事者のどちらが「正義」かを、客観的に観察し公正な手続きで判定する機関はまだ確立していない。つまりは今日でも正戦論は、現実には勝者の側に有利に働く、イデオロギー的用具にとどまる場合が多いのである。

もちろん、現代の国際社会は、かつてT・ホップズが「万人の万人に対する戦い」の場と見た「自然状態」ではない。主権国家が対立し、互いに国益を主張し合っていた一九世紀の国家中心主義の時代も過去になった。一九世紀の国際法は、専ら国家間の合意に基く条約で成り立っていたから、合意が成り立たない場合には、「国家間の争いは、戦争によってのみ解決される」（ヘーゲル『法の哲学』）という、半自然状態にあった。

二度の世界大戦の苦い経験を経た今日では、人類は国際連合を形成し、国際法による戦争の防止や制限を少しずつ進め、「法の支配」に近づきつつある。しかし、その趨勢にも拘らず、主権国家が

自己の利益を追求するナショナリズムの段階を、人類は抜け出してはいない。不法・不当な戦争を完全に追放して、世界法の支配を達成するには、まだ時間がかかる過渡的な状態にある。こうした事態の下では、正戦論は前述したとおり、各国家の利益主張を正当化する役割を脱しきれないだろう。正戦論の表面だけを見て、軽率な判断を下してはならないという、少しく憂鬱な公準は、まだ当分持続することになりそうである。

#### 四、全面破壊の戦争には、正戦はありえない

現代の人類にとって重要なのは、正戦論の論理的構成や意味の解釈などよりは、大量の破壊と殺人を行なう現代戦争に、「正戦」などがありうるかを問うことであろう。前論で述べたとおり、戦争はもともと人工の災厄であり愚行であるが、今日のように発達した大量破壊兵器で、「敵国」の軍事施設だけでなく、都市や工場および市民の家までも壊滅し、大量の人命を奪う戦争は、犯罪的な殺人行為となつている。狂気じみたその大量破壊は、もはやどのような戦争目的を持ち出しても、「正戦」と呼ぶことはできないだろう。「核」を用いた無差別殺戮になれば、それはまぎれもなく最悪の「邪戦」となるといわなければならぬ。

かつてアメリカの有名な戦略研究家は、核戦争にも幾つかの段階があるとして、「核」の戦略を構想してみせた。そういう軍事論は、「核」の行使の下で生ずる此の世の「地獄」とそこで殺される人々の運命を考えない非情さによつて、軍という組織の非人間的性向をよく示すものとなった。「敵」殲滅を第一の目標とする、この種の職業的暴力人を育てるような国家と文明は、その存在意味を問われなければならない。極端な場合、人類の絶滅を招くかもしれない戦争さえ賭するという、途方もない暴力組織と軍事技術は、人間にとってどういう意味を持つのだろうか。（この問題は、別の機会に論考する予定である）。

最後に、少し前に戻つて、例外的に確認される正戦は、やはり戦われるべきだろうか。結論からいえば私は、その場合でも戦わない途を選び、殺しも殺されべきだと思ふ。正戦の名におけるあらゆる戦いを止揚し、人間とその文明の未来を救うためには、この途しかないのではなからうか。長い流血の歴史から絶縁するためには、一見、非常識な徹底平和の道を拓いていかなければならないと思ふ。

（こばやし・なおき、法律学者、本会会員）

〔未完〕

デイオを「キリスト教徒の権力に服従させる必要がある」とし、偶像崇拜や神に背く儀式等の大罪を犯している者どもに武力を行使し、改宗を強制すべきだとしたのである。——異教徒に対する征服戦争を、これほど臆面もなく正当化されると、啞然とする外ないけれども、宗教心にこり固まった人々にとっては、何の不思議もないのであろう。アラアの神以外への崇拜を禁じ、時には改宗者をも死刑に処するイスラーム教も、同じように「聖戦」を認めているし、ユダヤ教の原理主義者たちもほぼ同様である。その当否は別として、前述のような「征服戦争」肯定の論理は、「正戦論の普遍妥当性をいわずに内側から微塵に打ち砕くことになろう。そうした正戦論は、残虐な悪業をも正当化する宣伝用語に墮するからである。

### 三、「正義」は乱用されるのに、客観的判定者は存在しない

ヨーロッパ近世に展開された、自然法に基く正戦論は、論者たちの真面目な意図にも拘らず、戦争の抑制にも条件づけにもほとんど成功しなかった。それはむしろ右に見たような征服戦争の弁証にも利用された外、「正義の侵犯者を制裁する」といった理由で、同盟国を援助する戦いや、人道に反する、抑圧の不正を匡正するための武力行使（今日でいう、人

権弾圧の反民主国」の懲罰）をも正当化することにもなった。

この事態を分かり易く示した事例として、トーマス・モアの有名な『ユートピア』をとって見てもよいだろう。モアによれば、ユートピア人たちは戦争を極度に嫌悪していたけれども、自衛戦争のほか、右に述べたような「正戦」をも積極的に認め、強大な力と金を惜しまずに、勝利のために寄与するという。とりわけ注目されるのは、ユートピア人が被抑圧民族を「専制の桎梏と隷属状態から解放してやる」ための解放戦争をも、正戦とした点である。理想国だから間違いはないという大前提ではあるが、その名目は、強力で支配を上げようとする覇権国家に好個の旗印を与えることになろう。——何れにしても旧来の正戦論は、野心的な実力者に便宜に使われる危険性を免れない、といわざるをえない。何故そうなるのだろうか。その理由は、戦争仕掛人（国）たちが「官軍の錦旗」を欲するということの外に、次の二つの事柄に係していると思われる。

第一は、初めにも触れておいた、「正義」の概念のあいまいさ・不確定さに基く。この多義的なコトバに人々は、思い通りに勝手な意味を与えることができる。その揚句に、古くパスカルがいったように、「ピレネーの山のこちらでは真

理であることが、向こう側では虚偽になる」（『パンセ』Ⅴ）。河一つ隔てただけで、その意味がひっくり返るとは、笑止なる正義よ」と嘲笑されることにもなる。これは、「正義」の内容が不明確だということだけでなく、人々はそれを各自の利害観に基いて利用できることを意味する。この面を強調していえば、それは実際には、対立する人間や集団のエゴイズムに彩られた旗印に外ならない、ということになる。そして現実に通用する「正義」は、勝者の掲げる「正義」だから、その限りでそれは、プラトンの『国家』論（第一巻）でトラシマコスがいったとおり、「強者の利益」に外ならないと目される。このソフィストの実力主義は、ソクラテスの弁論で徹底的に叩かれたが、勝者の「正義」がまかり通る現実に即してみれば、一理はあるといわなければならぬ。正戦論の根拠となる「正義」が、各当事者のエゴイズムによって形づくられるという半ば法則的な傾向は、正戦論を必然的に偏ったものとするところになる。

第二の現実的理由は、国際社会にはまだ有効な判定者がいないことである。安定した国家には、社会に生じた法的紛争を処理する裁判所があり、公正な手続きで法的判断を下しうる仕組みになっている。この司法機関がつねに公正・妥当な